

令和4年度改正	現 行	備 考
<p data-bbox="299 516 1160 737">北 陸 地 方 整 備 局 地 質 ・ 土 質 調 査 業 務 共 通 仕 様 書</p> <p data-bbox="546 1446 914 1514"><u>令和4</u>年4月</p> <p data-bbox="973 1843 1329 1877">最終改正 <u>令和4</u>年4月1日</p>	<p data-bbox="1558 516 2418 737">北 陸 地 方 整 備 局 地 質 ・ 土 質 調 査 業 務 共 通 仕 様 書</p> <p data-bbox="1804 1446 2172 1514"><u>令和3</u>年4月</p> <p data-bbox="2234 1843 2591 1877">最終改正 <u>令和3</u>年4月1日</p>	

令和4年度改正	現 行	備 考
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第108条 主任技術者</p> <p>3. 主任技術者は、技術士（総合技術監理部門（選択科目：建設-土質及び基礎、又は応用理学-地質）又は建設部門（選択科目：土質及び基礎）若しくは応用理学部門（選択科目：地質））、国土交通省登録技術者資格（資格が対象とする区分（施設分野等-業務）は特記仕様書による）、シビルコンサルティングマネージャー（以下「RCCM」という。）（地質部門又は土質及び基礎部門）の資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者であり、特記仕様書に定める業務経験を有することとし、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。</p> <p style="text-align: center;">第2章 機械ボーリング</p> <p>第204条 成果物</p> <p>成果物は、次のものを提出するものとする。</p> <p>(3) <u>採取したコア提出の要否は監督職員より指示する。提出が必要な場合は</u>採取したコアは標本箱に収納し、調査件名・孔番号・深度等を記入する。なお、未固結の試料は、1m毎又は各土層ごとに標本ビンに密封して収納するものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第108条 主任技術者</p> <p>3. 主任技術者は、技術士（総合技術監理部門（選択科目：建設-土質及び基礎、又は応用理学-地質）又は建設部門（選択科目：土質及び基礎）若しくは応用理学部門（選択科目：地質））、国土交通省登録技術者資格（資格が対象とする区分（施設分野等-業務）は特記仕様書による）、シビルコンサルティングマネージャー（以下「RCCM」という。）（地質部門又は土質及び基礎部門）の資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者であり、特記仕様書に定める業務経験を有することとし、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。なお、業務の範囲が現場での調査・計測作業のみである場合、又は内業を含み、かつその範囲が、第602条第2項から第4項までの場合、地質調査技士又はこれと同等の能力と経験を有する技術者を主任技術者としてすることができる。</p> <p style="text-align: center;">第2章 機械ボーリング</p> <p>第204条 成果物</p> <p>成果物は、次のものを提出するものとする。</p> <p>(3) 採取したコアは標本箱に収納し、調査件名・孔番号・深度等を記入する。なお、未固結の試料は、1m毎又は各土層ごとに標本ビンに密封して収納するものとする。採取したコアの提出要否については、監督職員と協議するものとする。</p>	